

電気料金の在り方について

2022年 5月27日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 前回の本小委員会において、ガイドラインの基本的方向性について御議論いただいた。
- 本資料では、電気料金に関し、具体的な論点について御議論いただきたい。

前回の委員ご意見（1）

電気・ガス共通のご意見

- 家庭等向け料金について、自由化が進む中でガイドラインを示すのはあまり良くないが、原料燃料価格のボラティリティが増していくことが予想される中、ある程度の方向性をガイドラインで示すのは良い。【牛窪委員】（共通）
- 多様な選択肢を需要家にわかりやすく示すことは意義がある。需要家は異なるリスクプロファイルを持っているので、供給サイドが満足する説明ではなく、きちんと需要家に理解してもらうことが重要。望ましい行為のみならず、問題となる行為についてもわかりやすく開示することが需要家保護の観点からも大事。【牛窪委員】（共通）
- ガイドラインの示され方がわからなかったため、かなり懸念があったが、既存メニューの見直しのしやすさに資するなど、事業者にとってプラスになるような内容も含まれており前向きな受け止め。メニューの見直しがしやすくなるのではないかと思う。【村松委員】（共通）
- 需要家保護の望ましい在り方について、価格の激変緩和を指しているのか、費用負担の平準化を指しているのか。【大石委員】（共通）
- ガイドラインは事業者の自主的な取組を制約するものではないが、自由化の中で自由な価格戦略の幅を使い切れていないため、それをガイドラインで指し示すという考え方としては賛成。事業者が一定の合理的な説明を果たせる中で多様なメニューを作る一助とする位置づけのガイドラインであれば、むしろ望ましいと考える。【大橋委員】（共通）

前回の委員ご意見（1）

電気・ガス共通のご意見

- 参考事例として、燃料費上昇の料金への反映や上限について需要家に説明することは必要だが、リスクヘッジの仕方をこと細かに説明することをガイドラインで縛るのはどうかと思う。【岩船委員】（共通）
- ガイドライン案は合理的と思う。【松村委員】（共通）
- ガイドラインが自由化としての有るべき姿を支えるものであれば方向性は良いと思う。需要家保護と事業者の事業継続のバランスが大きなポイントと思うが、自由化の観点からは需要家あつての事業なので、需要家保護にウェイトを置くべき。【澤田委員】（共通）
- 自由料金のもとでは、基準価格の設定やその更新の考え方について、各事業者が経営判断のもと決定していくと考えるが、需要家保護の観点から考えたときには燃料費調整の算出方法などリスクに関する情報を需要家に理解していただくことは重要。ガイドラインの例示によって、各社の料金メニュー作成の創意工夫が縛られないようにすべき。【早川オブ】（共通）
- 需要家保護の望ましい在り方について、需要家保護の観点は非常に重要だが、自由化された分野においては事業者の創意工夫の中で実現していくものと理解。足下の事業・環境変化に対して、国がガイドライン等のルールを示す際には、事業者の自主的な取組という観点と自由化の競争阻害をしないという観点が必要。【佐々木オブ】（共通）

前回の委員ご意見（１）

電気に関するご意見

- 燃料費が高騰している中で、独自の燃料費調整を行っている事業者がいると聞いた。旧一般電気事業者と全く違う形の燃料費調整を出されたときに、後から説明されても需要家はわからないのではと思うので、ガイドラインは需要家に分かりやすいような示し方にしていきたい。【大石委員】（電気）

【規制料金との関係関連】

- 電力については経過措置料金が残っており、新電力もこれを意識したメニュー作りをせざるを得ないため、あまり好ましくないのでは。経過措置料金の議論もすべきだと思う。【村松委員】（電気）
- 経過措置料金とのバランスはかなりいびつな構造になり得るため、この議論も併せてすべき。【岩船委員】（電気）

【最終保障供給関連】

- 最終保障供給料金が小売の標準メニュー価格の２割増しであることについて、今となっては別法人であるところ、これらの料金設定は適切か。【村松委員】（電気）

前回の委員ご意見（1）

電気に関するご意見

【産業用自由料金の関係】

- 産業用メニューについては、最終保障供給料金の在り方の議論を加速させてここから変えていくことが重要で、事業者料金に理解させることは必要だが、既存の契約に対して料金をあげていかなければ新規受付も立ちゆかないため、タイミングをあわせて同時に進めないとうまく機能しないのでは。【秋元委員】（電気）
- 産業用メニューについて、自由化が進めば従来の供給約款が合理的だった、ということと乖離してくるので、この基準がずっと有用なのかという点は疑問が出てきて当然と思う。【松村委員】（電気）
- 足下では標準メニューを選ばない需要家がいるという実態は実感するところ。カーボンニュートラルに向けて国が動く中で火力発電所の休廃止も進み、電源の構成自体も変わる。現在監視委で見直している最終保障供給料金を決める上でも1つの参考指標となるため、標準メニューが実態に即した料金となっているかを精査して欲しい。【谷口オブ】（電気）

- 自由化が進む中、あるべき競争の姿と現実の課題の両方を見据え、今後の電気・ガス料金は如何にあるべきか。

■ 家庭等の自由料金：

- 必ずしも生活保護制度の対象とはならない一般の家庭等においても、料金の急変に対して対応が困難な需要家が存在すると考えられる。また、限界費用に必ずしも即さない料金調整を行う小売事業者も存在。こうした中、自由化された電気・ガス料金において、それぞれの市場的特性を踏まえた**望ましい在り方について、何らかガイドライン等により示すことの必要性**についてどのように考えるか。

■ 家庭等の規制料金：

- 規制料金はあくまで経過措置であることを踏まえた場合、**自由料金における料金の望ましい在り方との整合性**についてどのように考えるか。
※ただし、現行の規制料金における原燃料費調整制度は、みなし小売事業者の約款で規定されており、料金の値上げをもたらす改定に際しては、原則として認可が必要となる点に留意が必要。

■ 産業等の自由・規制料金：

- 産業等においても、料金の急変に苦しみ需要家も存在することが考えられるが、原燃料価格高騰リスクも踏まえ、省エネや需要構造の転換に積極的に取り組むことも期待される。標準料金の柔軟な改定などについて、家庭等との比較において**より自由な形での競争に委ねていくこと**についてどう考えるか。
- また、**沖縄電力において存続する高圧向けの規制料金**についてどう考えるか。
- 加えて、セーフティネットとしての最終保障供給料金が、適正競争や社会厚生を最大化するメカニズムを歪めることのないような**最終保障供給料金のあり方**について検討が必要。 ※電取委において検討中

- その他、エネルギー政策の観点から、検討が必要な論点としてどのようなものがあるか。

電気・ガスの自由料金に関するガイドラインの骨子（案）

- 仮にガイドラインというアプローチをとる場合、論点1の議論、及びP10、11のガイドラインの方向性を踏まえ、ガイドラインの骨子として、以下のような事項が考えられるのではないか。

1. 家庭等向けの電気・ガス自由料金における需要家保護については、（1）一定の小売事業者によって、上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む様々な料金メニューの選択肢が提供され、（2）需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現することが望ましいという基本的な考え方を示してはどうか。
2. 例えば、以下のような事項を、電気・ガス小売事業者の「望ましい行為」として位置付けてはどうか。
 - （1）原燃料費等調整の仕組みも含め、需要家にとってのリスクが分かりやすいメニューの策定及びそのリスクに関する十分な説明を行うこと
（※）自由化における需要家保護としては、従前から小売事業者に対し供給条件等の説明義務があり、需要家への十分な情報提供や説明が求められているところ、事業法に基づく事前説明や書面交付に際し、選択した料金メニューに関し、需要家にどのようなリスクが生じるかについて必要な説明を行わないことを「問題となる行為」として位置付けることも検討
 - （2）電気・ガス小売事業者が調整上限ありのメニューを提供する場合には、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、予め供給約款等に定め、需要家に明らかにすること
 - （3）経過措置料金規制のある小売事業者がいるエリア以外において、家庭等に向けて小売事業を行う、一定の事業規模の電気・ガス小売事業者については、提供する様々な料金メニューのうち、少なくとも一つは、需要家が原燃料費の高騰に備えることができる料金メニューを提供すること
3. 例えば、以下のような内容を、「参考事例」として、国がガイドラインの中で小売事業者や需要家に示してはどうか。
 - （1）需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、小売事業者による料金メニュー開発の参考とするため、電気・ガスそれぞれにおいて、複数の原燃料費等調整の事例（電力市場調達等、燃料以外の調達による調整を含む。）を、類型化して示す。
 - （2）この際、需要家にとってリスクの低いメニューを提供する場合には、事業者においてヘッジコストが必要となることを踏まえ、事業者と需要家間のリスクシェアの形や、その際のコストシェアの形を含めて示していく。

【論点1】既存ガイドラインとの関係

- 電気料金については、以下の既存のガイドラインが存在。
 - ・ 電力の小売営業に関する指針（経済産業省）
 - ・ 適正な電力取引についての指針（経済産業省・公正取引委員会）
- それぞれの内容は、前回までに御審議いただいた内容と密接に関係。既存のガイドラインとの整合性や、事業者にとっての一覧性を確保する観点から、今回の議論は、**既存のガイドラインへの追記・修正を基本として内容を整理**することとしてはどうか。

電力の小売営業に関する指針（現行）

1 需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 一般的な情報提供

イ 望ましい行為

燃料費調整の仕組みを伴う小売供給を行う際の実施に係る特段の項目なし

(2) 契約に先立って行う説明や契約締結前・締結後交付書面の交付

ア 問題となる行為

iii) 小売供給に係る料金について需要家に誤解を与える説明

市場連動型料金メニューについて、メリットのみを告げ、デメリットを告げないことは、需要家保護を趣旨とする説明義務に違反する旨規定

イ 望ましい行為

燃料費調整の仕組みを伴う小売供給を行う際の実施に係る特段の項目なし

適正な電力取引についての指針（現行）

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

①小売料金の設定及び小売り供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。

この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

【論点2】電力の小売営業に関する指針との関係①

- 「電力の小売営業に関する指針」は、2016年の電気の小売全面自由化に際し、「電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資することを目的」として策定。
- このため、本指針には、今回の議論のうち、**需要家保護の観点から必要と考えられる部分の見直し・追記、更に参考事例の記載**を行っていくこととしてはどうか（具体的な記載イメージは次ページ）。
- なお、電気は、ガスと異なり、全エリアで経過措置規制料金が存続。このため、家庭等向けの内容については、今後、経過措置規制料金の在り方として、議論を進めていくこととしてはどうか。

【論点2】電力の小売営業に関する指針との関係②

- 電力の小売営業に関する指針への追記内容のイメージについては、以下のような内容が考えられるがどうか。

※なお、具体的な改正案について、今後、反映箇所や用語・表現等について、精査する必要。

1. 基本的考え方

- 電力システム改革の目的の一つは、小売電気事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現すること。
- この電力システム改革の目的に則れば、小売全面自由化後の家庭向けの電気の自由料金における需要家保護については、小売電気事業者によって、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む、様々な料金メニューが需要家に選択肢として提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現されることが期待。

2. 望ましい行為等

- 小売電気事業者が燃料費調整のある料金メニューに基づいて小売供給を行う場合には、以下の情報提供を行うことが望ましい。
 - ① 燃料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること
 - ② 提供する料金メニューの燃料費調整の仕組みや、それによる料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、需要家に分かりやすい情報提供を行うこと、また、そうした説明に、一般的な需要家が容易にたどりつけるようにすること
 - ③ 小売電気事業者が燃料費調整に調整上限のある料金メニューを提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供すること
 - ④ 小売供給契約を締結する際に、自社の燃料費調整の仕組みによるメリットのみならず、リスクについても、需要家に対し十分な説明を行うこと
【問題となる行為として位置づけることも検討】

3. 参考事例

- 家庭の需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、小売電気事業者による料金メニュー作成の一助とするため、燃料費等調整の事例（電力市場調達等、燃料以外の調達による調整を含む。）を、類型化して示す。【具体的な参考事例については次回】

（参考事例の中では、需要家にとってリスクの低いメニューを提供する場合に事業者においてヘッジコストが必要となることを踏まえ、事業者と需要家の間のリスクシェアの形や、その際のコストシェアの形を含めて示していく。）

【論点2】電力の小売営業に関する指針との関係③

- 前回の御議論では、ガイドラインについては、①需要家にとっての分かりやすさが重要、②事業者の創意工夫をできるだけ制約すべきでない、といった御意見を頂いた。
- 参考事例は、需要家と小売電気事業者の相互理解を図る観点から、重要なツールとなり得ると考えられるところ、これを本指針において、どのように位置付けるかが論点となる。
- この点、700以上存在する小売電気事業者が、それぞれ独自の燃料費等調整を導入した場合、需要家にとっては料金体系が分かりにくくなる面があると考えられることに鑑み、燃料費等調整の検討の共通基盤としての機能を期待しつつ、その上で、**小売電気事業者の創意工夫の妨げとならないよう、あくまで必要に応じて参照することのできる「参考事例」として位置付けることとしてはどうか。**

【論点3】適正な電力取引についての指針との関係

- 前回までに、電力取引における課題として、実際の電源構成と異なる場合であっても、規制料金の燃料費調整に準拠した料金調整が行われる場合がある点について、課題として御議論いただいた。
- この課題としては、需要家保護の観点からの課題（論点2）に加え、社会全体の便益の向上を図るメカニズムに歪みが生じるという課題も考えられるのではないか。
- 例えば、現行の「適正な電力取引についての指針」においては、「小売料金の設定及び小売供給に関する行為」において、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」についての記載があるところ、何らかの記載を追記することが考えられるか。

（参考）適正な電力取引についての指針（関連部分の目次） ※詳細はP16

I 小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

(参考) 自由化の下における現行の仕組みの評価と課題

- 原燃料費調整制度は、これまで有効に機能してきたと考えられる面がある一方、全面自由化とともに様々な課題も出現。

	有効に機能していると考えられる点	課題と考えられる点
電気・ガス共通	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 三ヶ月平均を取ることで、急激な高騰影響が緩和されるとともに、適用料金が事前に提示され、需要家を保護。 ✓ 原燃料費調整に調整上限がある場合、原燃料費高騰の影響から需要家を保護。 ✓ 原燃料価格の変動影響を外部化し、その変動に応じて料金を定期的に調整することで、消費者と事業者間でリスクを分担。 ✓ 貿易統計の平均輸入価格を用いて計算するため、小売事業者にとって原燃料の安価調達の誘因。 ✓ 原燃料費調整制度が、新規参入者が自由料金を設定する際にデファクトとして参照され、需要家の料金比較容易性に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 料金と事業者の限界費用とが一致しない場合がある (※)。 <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(※) 一致しない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原燃料価格が調整上限に達した時 (電気・ガス) • 料金算定時と異なる電源構成となった時 (大手電力) • デファクトとして大手電力の燃調を参照した時 (新電力) • スポットで平均原料価格を上回る価格で原料を調達した時 (ガス) 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各社の基準平均原燃料価格は、各社の料金作成時の原燃料価格等を反映したもので、これに一定の乗率を乗じたものが調整上限となっている。 ✓ 自由料金においては、原燃料費調整や、その調整上限に達した場合の考え方が整理されていない。 ✓ 自由料金において、調整上限の意義について需要家に十分に伝わっていないおそれがある。
電気		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 燃料費調整制度が、新電力が自由料金を設定する際にデファクトとして参照される結果、競争環境が歪められているおそれ。
ガス		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自由料金の下、調整上限のある料金メニューを提供していないガス小売も多く、地域によっては、需要家が調整上限のある料金メニューを選択できない。

(参考) あるべき競争の姿と現実の課題

- 一般的な財において、理論的に考えれば、財の価格が高くなる（供給曲線が上方に推移する）と、市場競争を通じ、
 - ・ 需要においては、限界効用の低い需要が減少し、
 - ・ 供給においては、限界費用の高い供給が減少する、ことを通じて需給が均衡するとともに、社会厚生が最大化が図られる。
- しかしながら、現実の電力・ガスにおいては、以下の課題・論点が存在。
 - ・ 家庭等の需要側においては、電力・ガスは必需品であることから需要の価格弾力性が低いため、特に需給ひっ迫や原燃料価格の高騰時などに、**高い価格が形成**される可能性がある。
 - ・ 供給側においては、電力・ガスの規制料金及び一部の自由料金において上限が設定されていることに加え、電力の規制料金において、料金原価算定時の電源構成に基づく燃料費調整が行われ、また、新電力においても、これが実態としてデファクトとなっている結果、**料金が実際の限界費用を反映できていない状況**が存在。
 - ・ 加えて、電気における産業用においては、複数の小売電気事業者から供給を受けられず、又は最終保障料金より高い価格を提示される結果、**最終保障供給を選択せざるを得ない需要家**も出現（沖縄電力においては、高圧分野において、規制料金が存続。）。
- このような実態を踏まえれば、現在の料金の仕組みには、**理論的な社会厚生を最大化を図るメカニズムが、適切に機能しにくいという課題**があると考えられる。

(参考) 適正な電力取引についての指針

● 適正な電力取引についての指針 (抄)

I 小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。

この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、戻り需要か否か、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。

また、この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。

【論点4】産業用電気料金を巡る論点①

- 前回、産業用電気料金について、様々な御意見を頂いた。

(参考) 前回の委員・オブザーバー御意見の概要

- 足下では標準メニューを選ばない需要家がいるという実態は実感するところ。カーボンニュートラルに向けて国が動く中で火力発電所の休廃止も進み、電源の構成自体も変わる。現在監視委で見直している最終保障供給料金を決める上でも1つの参考指標となるため、標準メニューが実態に即した料金となっているかを精査して欲しい。【谷口オブザーバー】
- 産業用メニューについては、最終保障供給料金の在り方の議論を加速させてここから変えていくことが重要で、事業者料金に理解させることは必要だが、既存の契約に対して料金をあげていかなければ新規受付も立ちゆかないため、タイミングをあわせて同時に進めないとうまく機能しないのでは。【秋元委員】
- 産業用メニューについて、自由化が進めば従来の供給約款が合理的だった、ということと乖離してくるので、この基準がずっと有用なのかという点は疑問が出てきて当然と思う。【松村委員】

【論点4】産業用電気料金を巡る論点②

- 現行の「適正な電力取引についての指針」においては、以下の記載がある。
 - 「同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば（略）戻り需要か否か（略））にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。」
- 前回までの御指摘及びこの指針の考え方に基づけば、旧一般電気事業者において既存需要家と同様の需要特性を持つ需要家が、「戻り需要」であることで、HP等に掲載されている「標準メニュー」の適用を受けられない現状が続くことは、望ましいとはいえないと考えられるのではないかと。
 - ※ただし、「『戻り需要』に係る独占禁止法・電気事業法の解釈について」（令和4年3月電力・ガス取引監視等委員会 公正取引委員会）で示されているケースに該当する場合については、「戻り需要」に対し、標準メニューの額を上回る料金等で契約を締結すること等自体は、独占禁止法・電気事業法上問題とならない。
- 一方、現状の事業環境にかんがみれば、その供給コストが「標準メニュー」料金を上回る状況が生じている可能性も考えられる。この点、この指針の以下の記載については、「一つの判断材料となる」に過ぎず、今日的にも正当性があると考えられるものの、誤解を生みかねない面もあると考えられる。
 - 「標準メニューの内容が、（略）特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる」
- このため、例えば、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる等の趣旨を追記することについてどう考えるか。
- これらの議論も踏まえつつ、旧一般電気事業者（小売部門）においては、各事業者毎に、標準メニューでの新規需要家の受付再開に向けた検討を進めていただくことが期待されるのではないかと。

(参考) 適正な電力取引についての指針

●適正な電力取引についての指針（抄）

I 小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、**同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効**である。

この場合、**利用形態以外の需要家の属性**（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、**戻り需要か否か**、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）**にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるから**である。

また、この**標準メニューの内容が**、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の**特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。**

(参考) 【論点3】産業用電気料金を巡る論点

- 前回、産業用電気料金について、一部の需要家が、旧一般電気事業者の「標準メニュー」での供給が受けられない状況が生じている等の課題に対し、御議論いただいた。
- こうした課題に対し、例えば、現行の「適正な電力取引についての指針」においては、旧一般電気事業者に関し、以下の事項が「望ましい行為」と位置付けられている点について、どのように考えるか。
 - 標準メニューを広く一般に公表した上で、これに従って、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用すること
 - この標準メニューの内容が、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となること

(参考) 前回の委員・オブザーバー御意見の概要

- 標準メニューというのどういう機能を果たすべきなのかということをもう一度一から考え直さなければいけない。監視等委員会と公正取引委員会が標準メニューでの供給を断るといようなことがあったとしても、独禁法上は問題ないといようなことを明らかにしたといのは、これは法律の解釈あるいはルールの解釈としては正しい解釈をしていただいたと思うが、これは甚大な副作用を生んだということも同時に考えなければいけない。いったん別の事業者に切り替えて、その事業者が倒産したら戻れなくなるという事態は、その法の解釈としては間違っていないと思うが、恐ろしくて大手の事業者から離れられないという状況を生んだ可能性もある。
- 最近、特に最終保障にしか行けない需要家から、今度また新電力のところの最終保障と同じ値段でいいから売ってくれという形で動かれるケースがかなり増えているが、昨今の燃料高騰を踏まえると、最終保障と同じ値段で供給するということすら難しいというケースが少なくない。今、最終保障料金というのは標準料金の2割増しというのを一つ参考に設定されていると思うが、そもそもベースとなっている標準料金自体が今の側面では必ずしも適正かどうかというところがあるかと思う。

(参考) 2. 産業用電気料金を巡る論点 (電気)

第48回電力・ガス基本政策小委員会
(2022年4月26日) 資料3-3

- 産業用電気料金は、小売電気事業者が自由に設定可能。
- こうした中でも、「適正な電力取引についての指針」では、小売電気事業者は、「標準メニューの公表」が「望ましい行為」として位置付けられているところ、以下のような論点も踏まえたとき、ここで公表される「標準メニュー」は如何にあるべきか。

(1) 需要家間の公平性の論点

- ◆ 需要家が、新電力からみなし小売に契約を移行しようとしても、産業用標準メニューでの供給を受けられず、最終保障供給を受けざるを得ない事象が出現。
- ◆ こうした状況が一時的ではなく、一定継続するとすれば、こうした需要家と、既存契約者との間で、選択できるサービスに差異が生じ得る。

(2) 公正な競争環境確保の論点

- ◆ (1)の状況が続けば、最終保障供給を選択することが最も合理的となる需要家が拡大し、一般送配電事業者の負担増大や、新規参入者の撤退が拡大する可能性。
- ◆ みなし小売事業者10社中6社において、2020年度の自由部門の収支が赤字。

(3) 需要家における需要構造転換の論点

- ◆ 産業向け料金の需要家においても、料金の高騰が事業に影響を与える側面はあるが、一般家庭と比して、割安な実態もある。
- ◆ 追加調達分も含めた実際の原燃料費に応じた料金設定を行うことは、電気・ガス事業の持続可能な経営の観点に加え、需要家にとっても、原燃料価格高騰リスクも踏まえた、省エネや需要構造の転換への積極的な取組の創出が期待される。

- ◆ 大手電力（小売部門）において、供給力に余力がない場合、「戻り需要」に応じないことや標準メニューの額を上回る料金で契約すること自体は、独禁法・電事法上問題がないと整理されている。
- ◆ 短期間で契約を切り替える需要家と比較して、長期間契約を継続する需要家に対し、相対的に有利な条件を提示することは、一般的にあり得る。
- ◆ 一般的に、大手電力の標準メニューは、長期的なコスト水準を踏まえて設定され、追加調達分に係るコスト増は観念されていない。

(参考) 独占禁止法・電気事業法上の解釈

第71回制度設計専門会合

「『戻り需要』に係る独占禁止法・電気事業法の解釈について」

令和4年3月24日 公正取引委員会 電力・ガス取引監視等委員会

- 旧一般電気事業者である小売電気事業者が、来年度の供給のために事前に調達していた供給力に余力がなく、戻り需要に応じるためには追加的に卸電力市場等で調達せざるを得ないが、卸電力市場等からの追加的な調達では標準メニューの額又は最終保障供給約款の額（標準メニューの1.2倍）で契約をしてしまうと不当廉売に該当してしまうおそれがある場合において、供給力の確保を卸電力市場等からの追加的な調達により行うことを前提に、標準メニューの額（さらには最終保障供給約款の額）を上回る料金、または、市場連動型の料金で小売供給契約を締結すること、若しくは、小売供給契約を締結しないこと自体は独占禁止法上及び電気事業法上、問題ない。